

現場における工事の生産性向上をめざして



北陸地方整備局

令和7年度（後期）生産性向上等説明会 内容

説明会の趣旨と品確法	資料－1
工事施工の円滑化4点セット	資料－2
工事書類スリム化ガイド	資料－3
工事事故の発生状況	資料－4
宮繕工事の生産性向上等の取組	資料－5（午後）

説明会の趣旨と品確法

- 公共工事は、国民へ良質な社会インフラを提供することが求められる
- 将来にわたる公共工事の品質確保のためには、より一層の生産性の向上が必要不可欠とされる
- 北陸地方整備局では受発注者が対等の立場で協働し、コミュニケーションの充実を図るために「工事の円滑化推進会議」（工事施工の円滑化4点セット）を運用。
工事の生産性を向上させるための有効な手段として活用
- 令和6年2月に「工事書類スリム化ガイド～現場技術者の負担軽減のために～」を発刊。
受注者・発注者間における役割分担の明確化など、現場技術者の負担を軽減するための、現場技術者の負担を軽減するための観点を示し、具体的な取組み事例を紹介。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

平成17年法律第18号 ⇒ 一部改正:平成26年6月4日公布・施行 ⇒ 一部改正:令和元年6月14日公布・施行
⇒ 一部改正:令和6年6月19日公布・施行

(目的)

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その**担い手の中長期的な育成及び確保の促進**その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、**現在及び将来の公共工事の品質確保の促進**を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

8 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、**地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され及び確保されるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等**（以下「災害応急対策工事等」という。）が**迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならない。**

公共工事の品質確保の促進に関する法律

平成17年法律第18号 ⇒ 一部改正:平成26年6月4日公布・施行 ⇒ 一部改正:令和元年6月14日公布・施行
⇒ 一部改正:令和6年6月19日公布・施行

9 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

（発注者等の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

七 地域における公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争に参加する者に必要な資格、発注しようとする公共工事等の規模その他の入札に関する事項を適切に定めること。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

平成17年法律第18号 ⇒ 一部改正:平成26年6月4日公布・施行 ⇒ 一部改正:令和元年6月14日公布・施行
⇒ 一部改正:令和6年6月19日公布・施行

十 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第二項に規定する繰越明許費又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十三条第二項に規定する繰越明許費をいう。第十二号において同じ。）又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百二十四条に規定する債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

十一 公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること。

十二 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。

この場合において、工期等が翌年度にわたることとなつたときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

平成17年法律第18号 ⇒ 一部改正:平成26年6月4日公布・施行 ⇒ 一部改正:令和元年6月14日公布・施行
⇒ 一部改正:令和6年6月19日公布・施行

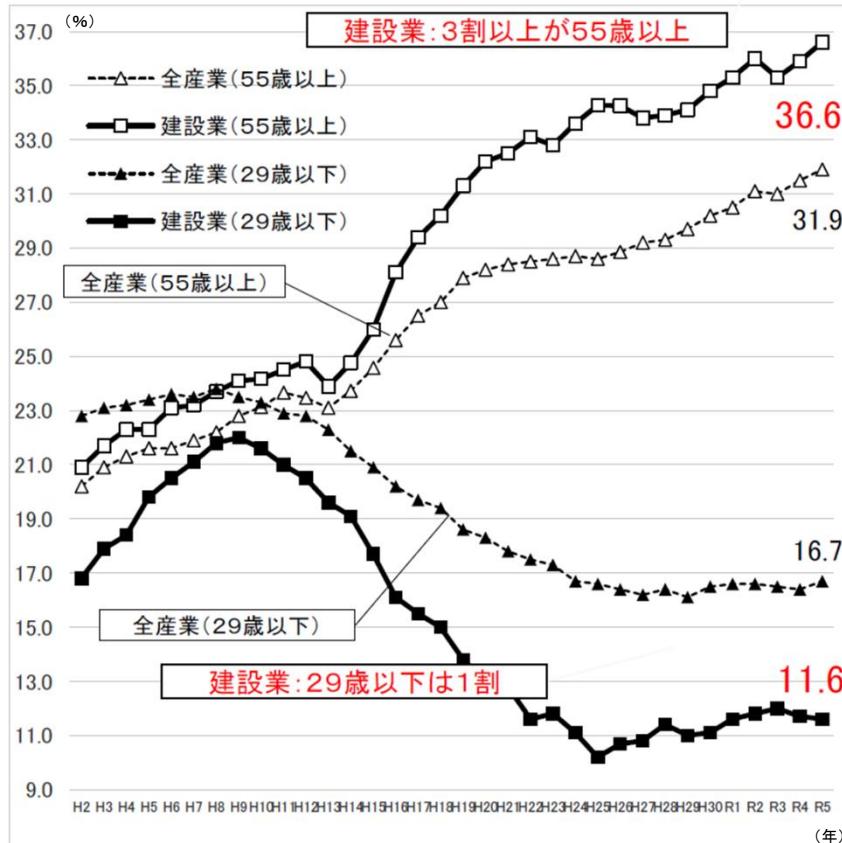
(受注者等の責務)

第八条 受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事等を適正に実施しなければならない。

- 2 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。
- 3 **公共工事等を実施する者**（公共工事等を実施する者となろうとする者を含む。次項において同じ。）は、契約された又は将来実施することとなる**公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力**（**新たな技術を活用した資材、機械、工法等を効果的に活用する能力を含む。**）の向上、**情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保**並びにこれらの者に係る**賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。**

- 今後、中長期的には、60代以上が大量離職(引退による退職)する可能性。
- 担い手の確保、育成が喫緊の課題。

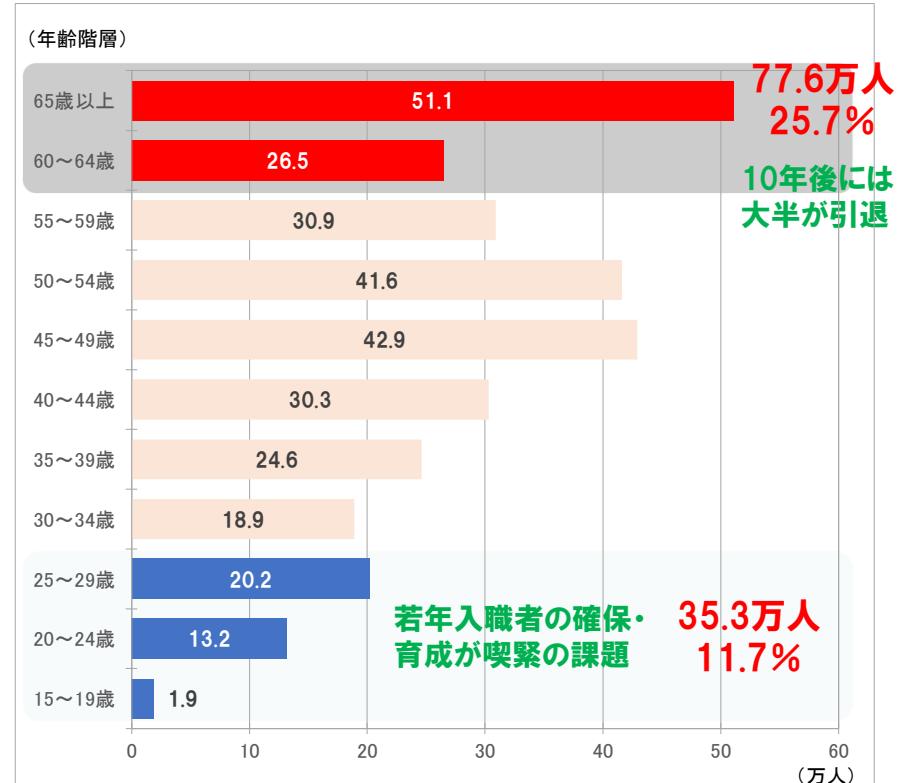
建設業の年齢階層別構成比の推移(全国)



出典:総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

- 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- 令和5年度は、実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和4年と比較して55歳以上が5万人増加(29歳以下は増減なし)。

建設従事者の年齢構成分布(全国)



出所:総務省「労働力調査」(令和4年平均)をもとに国土交通省で作成

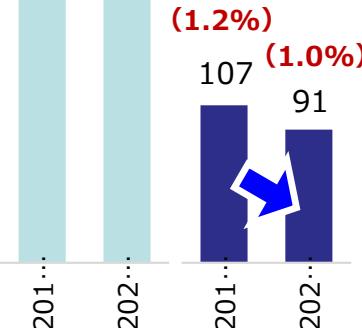
- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.7%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

- 東京都では生産年齢人口は増加しているが、出生人数は減少している。
- 北陸3県(新潟県、富山県、石川県)では、生産年齢人口と出生人数がともに減少している。

■ 東京都と北陸3県における生産年齢人口・出生人数の比較

※カッコ内の割合は生産年齢人口に対する出生人数の割合

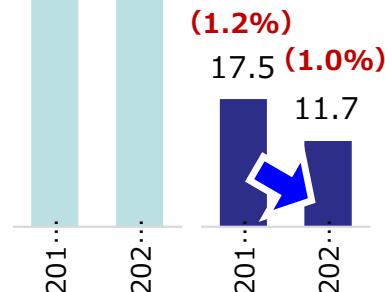
8,924
9,301
単位：千人



生産年齢
人口
(15~64歳)

東京都

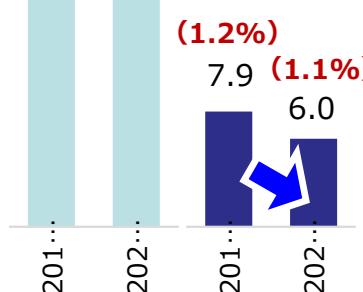
1,415
1,195
単位：千人



生産年齢
人口
(15~64歳)

新潟県

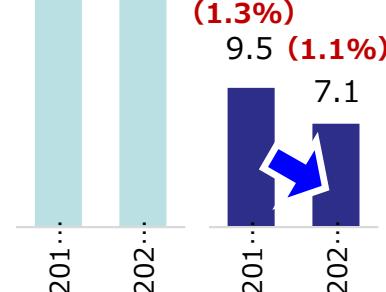
646
570
単位：千人



生産年齢
人口
(15~64歳)

富山県

716
648
単位：千人



生産年齢
人口
(15~64歳)

石川県

データ：人口推計(総務省)、人口動態統計(厚生労働省)